

庁舎建設基本構想(案)

町では、耐震性や設備の老朽化など、課題を抱える現庁舎の状況を総合的に判断し、平成27年度までの完成を目標に新庁舎建設を検討しています。

本年7月18日に策定しました基本方針に基づき、新庁舎建設に向けた基本理念や必要な規模、機能などの内容について、基本方針をより具体化させた「幕別町新庁舎建設基本構想(案)」をまとめました。

基本構想の策定に際しては、より多くの住民の皆さまの声を反映させ、庁舎のあり方を検討していく必要があると考え、新庁舎建設基本構想(案)に対するパブリックコメントを実施します。

■問い合わせ先 企画室 TEL【幕】54-6610

新庁舎の基本理念

新庁舎は、今後の行政需要に柔軟に対応し、効率的な行政運営を可能とするとともに、町民の皆さまに親しまれる庁舎であることが必要です。このような考えに基づき、『人と環境に優しく、町民に開かれた、町民の参加と協働による「まちづくりの拠点」となることを新庁舎の基本理念とします。

新庁舎の機能

① 共通機能

ユニバーサルデザインの理念を取り入れ、高齢者や障がい者、子どもなど誰もが利用しやすい庁舎を目指すとともに、環境負荷を低減するため、自然エネルギー等の導入を検討し、省資源・省エネルギー対策を推進します。

② 主な基本機能

○住民利用が多い窓口の低層階への配置や関連窓口の近接配置などによるワンストップサービス手法の導入
○時代の変化などに柔軟に対応できる仕切りのないオープンフロ

アの導入

○災害対策本部会議室などの防災対策機能の導入

○イベント広場など、多目的に利用できる機能を確保した庁舎前広場の検討

○住民活動や展示会など多目的に活用できる交流スペースや喫茶コーナーの導入の検討

○議場は、住民に開かれた議会機能の確保を図り、傍聴席は住民ニーズに配慮した利用しやすいつくりとします。

○照明や空調・換気設備は省エネに配慮し、個別使用(部屋ごと)の使用など)に対応したシステムの導入

新庁舎の基本指標

新庁舎の規模を想定するための基本指標として、想定する職員数や議員数を下記の表のとおり設定します。

区分	想定数
新庁舎に配置する職員数	171人
町議会議員数	20人

新庁舎の規模

平成23年度に廃止された地方債起債計画の起債対象事業算定基準で算出すると、総標準面積は約4517㎡となります。

新庁舎の規模は、この総標準面積を基本に、「新庁舎の機能」に記載している考え方を取り入れたスペースの確保等を考慮し、想定面積をおおむね5000㎡から5300㎡程度とします。

新庁舎への配置を想定する部署は、現状の組織機構を基本とし

ますが、保健福祉センターに配置している福祉課(発達支援センターを除く)、こども課、保健課の3課の行政機能は、住民の利便性や関係部署との連携を考慮し、新庁舎の建設に合わせて、庁舎内に集約する方向で検討します。また、職員数についても、今後も国からの事務の移管(権限移譲)に伴う業務量の増加などが見込まれることから、人口減少の傾向にはあるものの、現状における職員数を基準として、新庁舎に配置する職員数を想定します。

新庁舎の位置

幕別町全体の均衡ある発展に貢献することや消防署や警察と至近な位置にあり、防災拠点としての立地性が高いなどの観点から、新庁舎の建設位置は『現庁舎敷地(北側)』を選定しました。

建設事業計画

① 建設費用

事業費は、施設の構造やデザイン、設備内容の仕様によって大きく変動します。今後、基本設計の段階で庁舎機能等の具体化と事業費の積算を行い、平成25年度に予定している実施設計の段階で精査していくこととなります。なお、新庁舎の建設については、華美な要素を排除し、無駄を省いたスリムな庁舎を目指し、費用の抑制に努めます。

② 財源の検討

新庁舎建設に際しては、合併特例債の活用を考えていますが、可能な範囲で建設資金となる基金の積み立てを行い、また新庁舎に導入を検討している機能に関連した各種補助事業などを最大限活用し、起債の借入額と一般財源の抑制を図り、他の施策の事業予算に影響を与えることなく事業を進めていきます。

札内支所の機能拡充

① 相談業務の拡充

現在、札内支所(札内福祉センター)において開設している健康相談は週3回ですが、札内地区における保健福祉関連業務の拡充の一つとして、下記の表のとおり開設日程等の変更(拡充)を計画していきます。

【現状】	
開設日	開設時間
月曜日	9時～17時
水曜日、金曜日	9時～12時

↓

【拡充後】	
開設日	開設時間
月曜日～金曜日	9時～17時

② 業務実施体制の強化

各種届出や更新手続など、利用者で混雑する6月～8月の時期に本庁各課と連携を図り担当職員が札内支所において受付業務を行うなど、利便性の向上に向けた取組の強化(業務内容に応じた臨時窓口の開設など)を進めます。

③ 札内福祉センターのあり方

札内福祉センターは、現在実施している耐震診断の結果(平成24年10月予定)を踏まえて、利用状況や札内支所機能の拡充のあり方を総合的に判断し、耐震補強などの必要性を検討します。

パブリックコメントの実施

- 意見を求める名称
- 資料の閲覧・配布

- 意見の提出方法

- 提出できる方

- 意見の提出先

- 意見の募集期間

- その他

幕別町新庁舎建設基本構想(案)

役場1階ロビー・忠類総合支所1階ロビー・札内支所・糠内出張所
※幕別町ホームページからも閲覧することができます。

閲覧場所に備え付けの「意見の提出書」又は意見を記入した用紙(任意様式)に件名(幕別町新庁舎建設基本構想(案))、住所、氏名を記入のうえ提出してください。

町内に在住の方、町内に通勤または通学している方、事業所等を町内に有する方。

幕別町企画室(役場3階)〒089-0692 幕別町本町130番地
FAX 0155-54-3727 Eメール kikakutanto@town.makubetsu.lg.jp
※資料の閲覧・配布先でも提出することができます。

平成24年9月3日(月)から平成24年9月21日(金)まで
※郵送の場合は、募集期間内の消印有効です。

※持参の場合の受付時間は、午前8時45分から午後5時30分まで。(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

- ①障がいなどの理由により文書による提出が困難と認められる場合以外は、口頭による意見の提出は認められません。
- ②提出された意見は、内容を整理し、意見に対する町の考え方を広報紙等で公表します。なお、提出時に記載された住所、氏名は、公表しません。
- ③意見に対する個別の回答は行いません。また、意見を求める内容と直接関係のない意見と判断できるようなものについては、意見として取り扱いませんのでご了承ください。